

## 目次

はじめに	ワーキンググループ，オブザーバー，事務局紹介及び協力官庁，事務所等...	1
目次		4
第1部	調査研究の概要	6
第2部	日本における法制度及びその運用	8
第3部	各国における法制度及び運用調査	
1.	歌手名等からなる商標について	
1.1	米国	17
1.2	OHIM	25
1.3	英国	34
1.4	ドイツ	42
1.5	中国	46
1.6	韓国	51
1.7	オーストラリア	57
1.8	台湾	70
1.9	小括	76
1.10	一覧表	77
2.	書籍の題号等からなる商標について	
2.1	米国	78
2.2	OHIM	89
2.3	英国	93
2.4	ドイツ	99
2.5	中国	102
2.6	韓国	108
2.7	オーストラリア	113
2.8	台湾	122
2.9	小括	127
2.10	一覧表	128
3.	映像題名，番組名，及び役務提供物の題名について	
3.1	米国	129
3.2	OHIM	133
3.3	英国	136
3.4	ドイツ	139
3.5	中国	141
3.6	韓国	144
3.7	オーストラリア	149
3.8	台湾	152
3.9	小括	156
3.10	一覧表	157
4.	同一名義人による同一商標の出願について	

4.1	米国.....	160
4.2	<b>OHIM</b> .....	165
4.3	英国.....	165
4.4	ドイツ.....	165
4.5	中国.....	166
4.6	韓国.....	167
4.7	オーストラリア.....	170
4.8	台湾.....	171
4.9	小括.....	172
4.10	一覧表.....	173
5.	使用により識別力を獲得した商標及び商品又は役務の同一性について	
5.1	米国.....	174
5.2	<b>OHIM</b> .....	195
5.3	英国.....	211
5.4	ドイツ.....	230
5.5	中国.....	246
5.6	韓国.....	253
5.7	オーストラリア.....	260
5.8	台湾.....	276
5.9	小括.....	287
5.10	一覧表.....	288
第4部	考察.....	289